

財務省告示第三百四十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年七月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	一トン
四	五、七 六トン
五	二九 トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二二トン	三四トン	三七、三八トン	二七、三四二トン	一、四七七トン	四八トン	一八、五四五トン	二九三、九トン	一、五六五、四七三トン	三三、八七四トン	三、一八トン	八一トン	六、六トン	八トン	トン	六トン

二九	三九 トン
二八	一 トン
二七	二、四 二トン
二六	三七七 トン
二五	ト ン
二四	四 トン
二三	六 五トン
二三	三五 トン
二二	一、八 五九トン